

公 告

令和7年3月15日
大健公告第118号

ダイワボウ健康保険組合
理事長 西川 浩史

規約一部変更について

当組合の議員および理事の定数を変更するための規約変更について、令和7年2月21日付 大健本発第13号をもって近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和7年3月10日付近厚発0310第31号をもって認可を得たので下記のとおり公告する。

記

ダイワボウ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新旧条文対照表

新	旧
(議員の定数) 第6条 この組合の組合会の議員の定数は、 <u>16</u> 人とする。	(議員の定数) 第6条 この組合の組合会の議員の定数は、 <u>24</u> 人とする。
(理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、 <u>6</u> 人とする。	(理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、 <u>8</u> 人とする。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

以上